



相続税の申告のしかた

令和 8 年 分 用
税 務 署

◎ はじめに【必ずお読みください】

① 相続税のあらまし

- 1 相続税とはどのような税金でしょうか…………… 1
- 2 相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与とはどのようなことでしょうか…………… 1

② 相続税の申告

- 1 どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか…………… 2
- 2 相続税の申告書は、いつまでに、どこに提出するのでしょうか…………… 2
 - Q & A 私は相続税の申告書の提出が必要ですか？…………… 3
- 3 相続税は、どのような財産にかかるのでしょうか…………… 3
 - Q & A 家族名義の財産は？…………… 3
 - Q & A 相続税の課税対象となる生命保険金（退職手当金等）の金額は？…………… 6
- 4 相続税は、どのように計算するのでしょうか…………… 8
 - (1) 相続税額の計算方法について…………… 8
 - Q & A 相続税額の計算方法は？…………… 10
 - (2) 税額控除のあらまし…………… 11
 - Q & A 配偶者は相続税が軽減される？…………… 11
 - (3) 相続財産の評価のあらまし…………… 13
 - Q & A 不動産の評価方法は？…………… 13
 - Q & A 居住用宅地や事業用宅地の課税価格の計算の特例とは？…………… 14
 - (4) 小規模宅地等の特例…………… 16
 - (5) 特定計画山林の特例…………… 20
 - (6) 小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例の併用等…………… 22
 - (7) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例…………… 22
- 5 相続税の申告期限前に災害により相続財産に被害を受けた場合には相続税が軽減されるのでしょうか…………… 23
- 6 提出した申告書を訂正する必要がある場合は、どうすればよいのでしょうか…………… 24

③ 相続税の納付

- 1 相続税はどのように納めるのでしょうか（金銭納付）…………… 25
 - Q & A 相続税の納付は？…………… 26
 - Q & A 相続税の還付金の受取方法は？…………… 26
- 2 連帯納付義務とは、どのような義務でしょうか…………… 27
- 3 金銭納付が困難な場合は、どうすればよいのでしょうか（延納及び物納）…………… 28

④ 相続税の申告書の記載例

- 1 申告書の記載の順序について…………… 32
- 2 具体的な記載例について…………… 33
 - Q & A 具体的な相続税額は？…………… 34
 - Q & A 相続人等が申告書を共同して提出する場合の注意点は？…………… 35
 - Q & A 1つの財産を4人以上で共有して取得する場合の記入方法は？…………… 59
 - Q & A 代償財産がある場合の記入方法は？…………… 62
- (参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類…………… 73

○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】においても相続税に関する情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。

※ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



国税庁HP

はじめに【必ずお読みください】

I この冊子をご利用いただく人

この「相続税の申告のしかた（令和8年分用）」は、令和8年4月1日現在の法令等に基づいて作成しているもので、原則として、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に亡くなられた人に係る相続税の申告のしかたなどについて説明したものです。

II マイナンバー（個人番号）の記載等について

相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続税の申告書を提出する際には、申告書にマイナンバーを記載する必要があります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認（番号確認及び身元確認）を行うため、申告書に記載された各相続人等の本人確認書類（73ページ参照）の写しを添付する必要があります（各相続人等のうち税務署の窓口で申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。）。

III この冊子は、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法を「平成21年改正前の租税特別措置法」と表記しています。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等ができません。確定申告期など、市区町村窓口の混雑が予想されますので、有効期限通知書が届いた方^{*}は、お早めに更新手続をお願いします。

※ 通知が来ていなくても有効期限の3か月前から更新が可能です。有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁
ホームページ

令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出（送付）する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出していただきますようお願いいたします。

申告書等の控えに收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名（業務センター名）」を記載したものを、希望者にお渡ししています。

（国税庁ホームページ「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」参照）

令和8年分用の申告書について

国税庁では「課税・徴収事務の効率化・高度化」等に向けた各種施策を進めており、令和8年分用の申告書は様式を変更します。

令和8年分の相続税の申告では、変更前の様式は使用しないようお願いいたします。

また、上記の様式の変更に伴い、令和8年分用から控用が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控えの作成・保管をしていただくこととなります。

～ 相続税の申告を税理士に依頼される方へ ～

相続税の申告はe-Taxが便利です！

＼ すでに約7割がe-Taxで申告されています！ ／

e-Taxはメリットたくさん！

ペーパーレスですっきり！



添付書類もイメージデータ(PDF)で提出できます

※ イメージデータで提出した添付書類は**原本の保存は不要**

提出した申告書は受信通知からいつでも確認できます

※ 令和8年分用から申告書の控性が廃止になりますので、書面の場合、ご自身での控えの作成・保管が必要となります

**相続人本人の
電子署名は不要！**



✓ 税理士に依頼する場合は、相続人本人の**電子署名は不要**です

※ e-Taxに必要な**相続人本人の利用者識別番号は、本人に代わって税理士が税務署に照会**することもできます

✓ e-Taxのマイページから、過去にe-Taxで申告した**贈与税の申告情報も確認**できます

※ 令和8年9月下旬(予定)から、**書面提出分も含めた**、相続時精算課税の適用状況や申告書の提出状況なども確認できるようになります

キャッシュレス納付で待ち時間短縮！



- ✓ 自宅からいつでも納付
- ✓ PCやスマホから簡単手続
- ✓ 現金の準備が不要



納付手続の
詳細はこちら

相続税のe-Taxのもっと詳しい情報は
『**相続税e-Tax特設サイト**』を**チェック！**



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。